

(参考)

米国高関税対応特別需要資金に係る質疑応答集

米国高関税対応特別需要資金制度の要件や手続き内容について質疑応答集を作成しましたので、各機関における受付業務の参考としてください。

【共通事項】

Q1－1	制度創設の趣旨は何か。
A	米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等の将来の高関税措置の影響を回避・軽減するとともに、厳しい経済環境下における県内事業者等の事業拡大や競争力強化を図るため、県内事業者等の行う早期対策に必要な資金の融通を促進することを目的としている。また、早期に影響を受ける恐れのある、製造業を営む事業者の経営強化を図ることにより、影響がその他業種に波及しないことを企図している。
Q1－2	「米国高関税影響業種」とは具体的にどこか。
A	令和7年6月26日付鳥取県商工労働部長通知第202500064036号（以下「部長通知」という。）に記載のとおり、「鉄鋼・アルミ及び派生品を生産する業種」及び「自動車及び自動車部品を生産する業種」のこと。今後、業種を追加する場合は、県からの通知及び県ウェブページにおいて周知する。
Q1－3	対象者要件の（１）「米国高関税影響業種に属する事業」及びその売上高はどのように確認するか。
A	・申込書の「5 対象者要件の確認票」の該当欄に記載された内容及び添付書類で確認する。 ・「米国高関税影響業種に属する事業の売上高」は、鉄鋼・アルミ及び派生品、自動車及び自動車部品に係る売上高をいい、米国への輸出を伴わない製品等も含めてよい。この場合、該当欄に記載された数値が添付書面（決算書）の数値と完全に一致しないことが想定されるが、合理的な根拠のもと、記載された数値であることが確認できれば、対象としてよい。
Q1－4	対象者要件の「（２）米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）している」ことはどう確認するか。

A	申込書の「5 対象者要件の確認票」の「製品が米国に輸出されていることの確認」欄の記載で確認する。 間接的に米国に輸出している場合、上位サプライヤーや申請者の取引先の販売先等の商流、自動車メーカーから連なるサプライチェーン、商品の規格（車種等）や上位サプライヤーから提供される図面の内容等により、製品等が米国に輸出されていることを具体的に説明（疎明）することにより確認する。具体的に説明されていれば、対象としてよい。
---	---

Q1-5	対象者要件の「(3)県内に主要な事業所を有する事業者であること。」の <u>主要な事業所</u> とはなにか。
A	主要な事業所とは、本店、研究開発機関、事業部あるいは工場等であって、他の事業所と比べて、売上高（生産量）や従業員が相対的に多いと認められる事業所のこと。

Q1-6	全世界一律 10%の相互関税の影響を受けている事業者は、本資金の借入は可能か。
A	借入不可。全世界一律を超える高関税に対応する趣旨で制度創設をしているため。ただし、今後の米国との関税交渉の状況によっては、業種の追加等の可能性はある。追加等された場合は、通知、ホームページ等により適宜周知する。

Q1-7	融資利率及び保証料率の「当初5年間」「借入後5年間」のカウント方法は？
A	償還日を 60 回計算する。この場合、融資実行と同時に行う利払いは、60 回のカウントに含めない。（なお、融資実行と同時に行われる利払い分は補助対象に含む）

【事業計画】

Q2-1	別紙 米国高関税対策事業計画とはどのようなことを書けばよいか。
A	米国高関税対策事業（米国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等の取組のこと）の内容を具体的に記載する。米国高関税措置による影響と対応した取組内容となるよう注意する必要がある。

Q2-2	予防的に、手元資金を厚くしておきたいという場合、本資金の利用は可能か。
A	<u>ただ単に借入で手元資金を厚くする対策は不可。</u>

	生産性向上、研究開発、販路開拓等の具体的な取組策が必要。
--	------------------------------

その他連絡事項

・本質疑応答集は質疑応答が蓄積次第更新し、最新版は県ウェブページに掲載日の記載とともに掲載する予定です。

令和7年6月26日 作成